

みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 1 日

告示第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、一般住宅敷地内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する費用の一部を補助することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内においてスズメバチが営巣する土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者で駆除業者(ハチ等の駆除を業とする者で、市長が認めたものをいう。第 5 条において同じ。)により巣の駆除を行った個人であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 同一年度内において、スズメバチの巣の駆除に係る補助金を受けていないこと。ただし、同時に複数の巣が認められた場合は、この限りでない。

(平 28 告示 123・一部改正)

(補助対象となる巣)

第 4 条 補助金の交付の対象となるスズメバチの巣は、次のとおりとする。

(1) 現にスズメバチが活動している巣で、居住の用に供する建物若しくは敷地内又は通学路などの周囲で人が日常的に出入りする場所にあるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象となる経費は、駆除業者が行ったスズメバチの巣の駆除に要した経費とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、巣 1 個当たり、前条の駆除に要した費用(消費税及び地方消費税を除く。)の 2 分の 1 の額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、1 万円を上限とする。

(平 28 告示 15・一部改正)

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して 30 日以内にみどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書の写し
- (2) 駆除前と駆除後の状況が分かる写真
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査するとともに補助金の交付の適否を決定し、みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 規則及びこの告示に規定する交付条件を遵守し、事業を行わなければならない。
- (3) 巣の駆除後、同一敷地内において、再度、営巣しないように、適正な管理に努めなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかにみどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日告示第15号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月13日告示第123号)

この告示は、平成28年9月13日から施行する。

附 則(平成29年3月9日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号(規格 A4)(第 7 条関係)
(平 28 告示 15・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

(申請者) 住 所 :
氏 名 : 印
電話番号 :

みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書

下記のとおりスズメバチの巣の駆除を行いましたので、みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、補助金の交付の際は、下記の口座に振り込んでください。

記

営巣場所		みどり市										番地			
振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協				本店・支店 支所・出張所									
	預金種別	普通 ・ 当座		口座番号											
	フリガナ														
	口座名義														
添付書類															
(1) 駆除に要した費用の領収書の写し															
(2) 駆除前と駆除後の状況が分かる写真															
(3) 市税の滞納がないことを証明する書類															
(4) その他市長が必要と認める書類															

※ この申請書は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して 30 日以内に提出してください。30 日を経過すると補助金は交付出来ません。

様式第 2 号(規格 A4)(第 8 条関係)
(平 29 告示 12・一部改正)

第 号
年 月 日

様

みどり市長 印

みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあったみどり市スズメバチの巣駆除費補助金について、みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金額を決定したので、通知します。

記

交付決定額	円
不交付の場合は その理由	

様式第 3 号(規格 A4)(第 10 条関係)
(平 28 告示 15・平 29 告示 12・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

(申請者) 住 所 :
氏 名 : 印
電話番号 :

みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書

年 月 日付第 号により交付決定のあった、みどり市スズメバチの巣駆除費補助金について、みどり市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	円
-----	---